

第 2 5 号議案

東京都台東区立下町風俗資料館条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の改正に伴い、入館料に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立下町風俗資料館条例等の一部を改正する条例

(東京都台東区立下町風俗資料館条例の一部改正)

第1条 東京都台東区立下町風俗資料館条例(昭和55年3月台東区条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒」を「、義務教育学校の児童又は生徒並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者」に改める。

(東京都台東区立一葉記念館条例の一部改正)

第2条 東京都台東区立一葉記念館条例(昭和36年4月台東区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒」を「、義務教育学校の児童又は生徒並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者」に改める。

(東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部改正)

第3条 東京都台東区立朝倉彫塑館条例(昭和61年9月台東区条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒」を「、義務教育学校の児童又は生徒並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者」に改める。

(東京都台東区立書道博物館条例の一部改正)

第4条 東京都台東区立書道博物館条例（平成11年12月台東区条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒」を「、義務教育学校の児童又は生徒並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。